

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

**保育所等における新型コロナウイルス感染症への今後の対応等について
(お知らせ)**

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の期間につきましては、5月25日(月)に判断が示される予定ですが、保護者の皆様や保育所等の混乱を最小限に留めるため、今後の保育所等の対応について次のとおりお知らせいたします。

なお、保育所等においては、様々な感染の予防に取り組んでおりますが、保育等に当たっては、「3密(密閉・密集・密接)」となる機会を完全に防止できないこと、お子様を含めた保育所等の関係者が感染した場合には臨時休園となる等、引き続き厳しい状況が続くことについてご理解いただき、ご家庭において、保育所等の利用について改めてご検討いただきますようお願いいたします。

【緊急事態宣言が解除された場合の対応】

5月中につきましては、現在の「緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書(以下「申出書」という。)」に基づく保育の受け入れを継続いたします。

また、6月中は、「申出書」に基づく、保育の受け入れは終了いたしますが、お子様の安全を最優先に考え、ご家庭で保育が可能な場合は、引き続き利用の自粛をお願いいたします。

なお、ご利用する場合についても、登降園時間の分散化や真に必要な保育時間についてご検討いただくとともに、長期間の登園自粛によるお子様の心身の状況に配慮した段階的な保育の再開等、円滑に園生活が開始できるよう、ご協力をお願いいたします。

【緊急事態宣言が継続された場合の対応】

現在と同様に、保護者及び同居親族の全ての方が、「申出書」にある職業に従事され、ご家庭での保育ができない場合につきましては、引き続き保育を行います。この場合、既に当該申出書をご提出いただいている方は、新たにご提出いただく必要はありません。

○6月分の保育料の計算と保育の認定については、緊急事態宣言の解除や継続を問わず、次のとおりです。

項目	対応
保育料の計算 (0～2歳児 クラスのみ)	<p>登園自粛として、ご家庭での保育を行った日数に応じて、保育料を日割り計算いたします。</p> <p>ただし、日割り計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、月額を一度お支払いいただいた後に、返金させていただきます。 (返金時期は別途お知らせいたします)</p>
保育の認定	<p>育児休業から復職される方について、復職期限を8月末まで延長します。</p> <p>就労での認定を受けている方について、9月末までの期間は、就労時間が月64時間を下回った場合であっても認定を継続いたします。</p> <p>求職活動での認定を受けている方で6月末日までに認定期間が終了する方について、9月末日までの期間を求職活動として再認定します。</p>

以上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042-769-8340(直通)